

この度、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）が公布されましたので、その概要等について通知します。

3文科教第268号
令和3年6月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各指定都市市長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
附属学校を置く各国公立大学長
各文部科学省所轄学校法人理事長
教職課程を置く各国公私立大学長
教職課程を置く各指定教員養成機関の長

殿

文部科学事務次官

藤原 誠

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（通知）【抄】

この度、第204回国会において、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号。以下「法」という。）が成立し、令和3年6月4日に公布されました。

この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的としており、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

法においては、対象となる児童生徒等や児童生徒性暴力等の定義等のほか、児童生徒性暴力等の禁止、基本理念、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校及び教育職員等の責務、児童生徒性暴力等を理由として教員免許状が失効した者（以下「特定免許状失効者等」という。）のデータベースの整備や教育職員等・児童生徒等に対する啓発を含む教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置とともに、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関しては、改善更生の状況など

その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められる場合に限り認められることとする教育職員免許法の特例等について規定されています。

また、法ではこれらに関して、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を文部科学大臣が定めることが規定されています。

衆議院文部科学委員会及び参議院文教科学委員会においては、別添④及び⑤のとおり決議が付されています。

文部科学省においては、今後、法や、提案者から提案理由説明で明確にされた、教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではなく、児童生徒に対するわいせつ行為を行った教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはならない旨の立法趣旨及びこれらの決議を十分に踏まえ、基本指針の策定をはじめとして、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を通じ、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各地方公共団体等におかれても、法の意義等を御理解の上、また、今後国が定める基本指針等も十分に踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の推進を図っていただくようお願いいたします。また、法が施行されるまでの間であっても、法の趣旨等や「令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について」（令和3年4月9日付け3文科初第45号初等中等教育局長、総合教育政策局長通知）等を踏まえ、児童生徒性暴力等を未然に防止するための取組等を進めるとともに、児童生徒性暴力等を行った教員について厳正に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市を除く。）及び所轄の学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いいたします。

（別添）

- ①教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要
- ②教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律のあらまし（令和3年6月4日付け官報）
- ③教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）
- ④教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（衆議院文部科学委員会）
- ⑤教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（参議院文教科学委員会）

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

TEL : 03-5253-4111 (内線 4407)

本通知を含めた「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)」関連資料については、文部科学省のホームページ(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html)にも掲載しておりますので、御参照ください。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律 概要

目的

児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。

(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。)

「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為

教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念責務等

◎基本理念 (施策の推進に当たっての**基本的認識**、児童生徒等の**安心の確保**、**被害児童生徒等の保護**、**適正かつ厳格な懲戒処分等** 等)

◎国等の責務 (国・地方公共団体・任命権者等・学校の設置者・学校・教育職員等)

◎法制上の措置等 について規定

基本指針

文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

① 教育職員等に対する啓発

② 児童生徒等に対する啓発

③ データベースの整備等

④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見対処に関する措置

① 早期発見のための措置

② 学校への通報、警察署への通報等

③ 専門家の協力を得て行う調査

④ 児童生徒等の保護支援等

⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許の特例

◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与するのが適当である場合に限り、再免許を授与することができる。

※ 児童生徒性暴力等を行ったことで**免許失効等となった者は**、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、**上記の厳しいルールに基づき**再免許授与の可否を判断。

施行期日

◎一部の規定を除き、公布の日から起算して一年以内に施行

検討

◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討

◎3年後の見直し

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案 趣旨説明

(衆議院 文部科学委員会 (令和3年5月21日))

ただいま議題となりました教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案の起草案につきまして、提案者を代表して、趣旨及び内容について御説明申し上げます。

教員による児童生徒に対する性暴力等は、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷などの影響を与えるものであり、決して許されるものではありません。令和元年度には、大変残念ながら、百二十一名の公立学校教員が児童生徒に対するわいせつ行為を理由として懲戒免職となりました。被害を受けた方々の心情に思いを致せば、このような教員が教壇に戻ってくるという事態はあってはなりません。しかしながら、現行の教育職員免許法は、このような教員であっても、一定の期間が経過すれば、形式的な確認で再免許を授与しなければならない仕組みとなっており、これを改めるとともに、教員による児童生徒に対する性暴力等の防止等を図るなどの必要があります。

本案は、このような状況を踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進するものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならないと禁止規定を定めることにより、教育職員等が児童生徒性暴力等を行うことは法律違反であり、懲戒処分の対象となることを明確にしております。なお、児童生徒性暴力等とは、現在の運用上、児童生徒等に対する性暴力等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙して定めており、被害を受けた児童生徒等の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問いません。

第二に、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定、教育職員等や児童生徒等に対する啓発を始めとする教育職員等による児童生徒性暴力等の防止、早期発見、対応に関する措置について定めております。この中で、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した者等の氏名、失効・取上げの事由等の情報を記録したデータベースについて国が整備することを定めております。

第三に、児童生徒性暴力等を理由として禁錮以上の刑に処され、又は懲戒免職、解雇となって免許を失った教員に対する教育職員免許法の特例等を定めております。この特例により、わいせつ教員に対する免許の再授与は、改善更生の状況などその後の事情により再び免許を与えることが適当であると認められる場合に限り認められることとなります。

この審査は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聞いて、加害行為の重大性、本人の更生の度合い、被害者及びその関係者の心情に照らして総合的に判断されることになり、その判断に必要な資料は申請者側が提出する必要があります。このような仕組みを通じて、適格性を有しない教員が再び教壇に立つことを防ぐものとなっております。

第四に、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

なお、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する検討事項を設けております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。